

別表十(五)

「18」、「33」、「38」、「43」又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	.	.	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十(五)

平二十九・四・一以後終了事業年度分

I 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書									
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡経費の額	支出した譲渡経費の額	10			円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平 . .	譲渡経費の額	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	11			
	収用換地等による譲渡年月日	3	平 . .	譲渡経費の額	差引譲渡経費の額 (10) - (11)	12			
	譲渡資産の種類	4		計算	同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	13			
取得した補償金等の額	5		円	譲渡益の額	(5) + (6) - (7) - ((8)又は(9)) - ((12)又は(13))	14			
特別控除に係る交換取得資産の価額	6			当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額		15			
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	7			特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16			
譲渡資産の帳簿価額	8			特別控除残額	特別控除残額 5,000万円 - (16)	17			
	9			特別控除額の計算	特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額	18			

P44参照

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	19			特定を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34			円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	20	(平 . .)			1,500万円 - (34)	35			
取得した対価の額	21		円	特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36			
交換取得資産の価額	22				特別控除残額 5,000万円 - (36)	37			
交換取得資産につき支払った交換差金の額	23				特別控除額 (28)、(35)と(37)のうち少ない金額	38			
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	24			農地保有的場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39			
譲渡経費の額の計算	25				800万円 - (39)	40			
	26				当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	41			
	27				特別控除残額 5,000万円 - (41)	42			
譲渡益の額 (21) + (22) - (23) - (24) - (27)	28				特別控除額 (28)、(40)と(42)のうち少ない金額	43			
特定等を譲渡した場合の特別控除額の計算	29			特定した場合の長期所有特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44			
	30				2,000万円 - (29)	45			
	31				当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	46			
	32				特別控除残額 5,000万円 - (31)	47			
	33				特別控除額 (28)、(30)と(32)のうち少ない金額	48			

別表十(五)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の2第1項」、「第65条の2第2項」若しくは「第65条の2第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の3第6項」	00217	「18」欄の金額

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	「33」欄の金額

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	「38」欄の金額

「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	「43」欄の金額

「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	「48」欄の金額